

茨木市下水道使用料過誤納金に係る返還金事務要綱

(目的)

第1 この要綱は、下水道使用料の過誤納金のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条の規定による消滅時効により還付ができない過誤納金（以下「返還金」という。）を返還することにより、納付した者の救済を図ることを目的とする。

(返還金の対象者)

第2 返還金の対象者は、賦課誤り等市の責めに帰する理由により生じた返還金を納付した者とする。

2 前項の納付した者が死亡しているときは、その相続人とする。

(返還対象期間)

第3 返還金の返還対象期間は、賦課誤り等の返還すべき事実が判明した日の属する年度から起算して20年前までの間とする。

(返還金の額等)

第4 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 下水道使用料徴収台帳により算定した過誤納金額

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の4に規定する還付加算金利率によって算出した利息相当額

2 前項第1号に掲げる過誤納金の算定は、当該賦課時の地方税法による課税標準額及び税率に基づき、これを行うものとする。

3 第1項第2号の利息相当額を計算するときの起算日は、下水道使用料の納付日とし、終期は、支払日とする。ただし、市の責めに帰さない理由により支出が遅延したときは、その期間を利息相当額の計算期間に含めないものとする。

(端数処理)

第5 返還金の端数処理については、当該賦課時の地方税法の定めによりこれを行う。

(返還)

第6 市長は、賦課誤り等の申出又は職権により調査した場合において返還することが相当と認めるときは、過誤納金等返還通知書（様式第1号）を返還金の対象者に送付するものとする。

(返還金の請求)

第7 返還金の支払を受けようとする者は、第6の規定による返還通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日までに返還金支払請求書（様式第2号）により市長に対して返還請求を行わなければならない。

(支払)

- 第8 市長は、第7の規定による請求があったときは、その内容を審査し、返還金の額を確定の上、請求者に対し返還金を支払うとともに、返還金支払通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 2 第6の規定による通知を受けた返還金の対象者が、前項の期間内に返還請求を行わない場合は、返還しないものとする。
- 3 第1項の支払は、現金払いとする。ただし、請求者が希望する場合は、指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。